

## 安城市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市広告掲載実施要綱（平成19年6月26日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、民間企業等から安城市図書館（以下「図書館」という。）に排架する雑誌の提供を受けることにより、図書館の資料の充実及び市民へのサービス向上を図るため安城市図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、雑誌最新号のカバー表面、裏面及び雑誌架とする。

2 広告は4色刷りで、広告1枠の規格は、次のとおりとする。

(1) カバー表面

ア 縦 6センチメートル

イ 横 13センチメートル

(2) カバー裏面

ア 縦 広告を掲載する雑誌の寸法未満

イ 横 広告を掲載する雑誌の寸法未満

(3) 雑誌架

ア 縦 29センチメートル

イ 横 21センチメートル

3 広告を掲載する者は、1雑誌につき1者とする。

4 広告デザインは、表面は企業、商店その他団体及び個人事業主の名称並びに電話番号とし、裏面及び雑誌架は自由とする。

5 内容及びデザインは、要綱第9条に規定する安城市広告審査委員会（以下「審査会」という。）で承認されたものとする。

6 広告が掲載された雑誌の排架位置は、図書館長が決定する。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、市広報紙、市ウェブサイト及び図書館ウェブサイト等への掲載及びチラシを配付して行う。

2 雑誌の選択方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館が提示した雑誌リストから選定する

(2) 雑誌リストに無い雑誌に広告の掲載を希望する場合は、図書館に広告を掲載したい雑誌を提示し、図書館が広告掲載の可否を判断する

(応募者の資格)

第4条 広告掲載申込者（以下「掲載者」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 企業、商店その他団体及び個人事業主であること
- (2) 要綱第3条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者
- (6) 安城市における市税及び料金等の滞納がないこと。

(広告掲載の申込み)

第5条 掲載者は、市長が指定する期日までに、広告掲載を希望する雑誌名を安城市図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1）に記載し、次の書類を添付して、市長に申し込むものとする。

- (1) 会社概要等（業務内容がわかるもの）
- (2) 市外に在住する企業、商店その他団体及び個人事業主は、市町村税の納税証明書
- (3) 掲載を希望する表面、裏面及び雑誌架の広告図案

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、掲載の申込みがあったときは、審査会で審査を行ったうえで掲載の可否等を決定する。広告掲載の決定をした掲載者に対し、安城市図書館雑誌スポンサー掲載決定通知書（様式第2）により通知する。

2 募集期間内に同一の雑誌に申込者が2者以上あった場合は、抽選で広告を掲載するものを決定する。

3 前項の規定により決定を受けた掲載者が、広告の内容を変更する場合は、安城

市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書（様式第3）及び広告図案を市長に提出するものとする。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料の支払いについては、広告を掲載する雑誌を市に提供することをもってかえることとする。

2 掲載者が提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告の掲載期間）

第8条 広告の掲載期間は、掲載者が希望した日から、当該日が属する年度の3月末日までに提供された最新号雑誌の次号発売日前日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、市又は掲載者いずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 解約の意思表示をしようとする者は、安城市図書館雑誌スポンサー解約申込書（様式第4）を解約の2ヶ月前までに市長に提出するものとする。

（広告掲載の取消）

第9条 次のいずれかに該当する場合には、市長は、掲載者への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）掲載者が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

（2）広告掲載の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき

（3）掲載者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

（4）指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき

（5）その他広告の掲載を開始又は継続することが適切でないと市長が認めたとき

（掲載者の責務）

第10条 掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を追うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

3 掲載者は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（問題発生時の対応）

第11条 掲載者は、広告内容に関する苦情その他が発生したときは、その一切の

責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(雑誌の所有権)

第12条 掲載者から提供のあった雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月10日から施行する。